

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起算の翌日が休日には、その翌日)

鳥取県規則第十九号

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員規則

試験委員規則

(趣旨)

第一条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号）第二十条第二項の規定に基づき、鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員（以下「試験委員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の数)

第二条 試験委員の数は、十人以内とする。

(任命)

第三条 試験委員は、次に掲げる者のうちからあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験、きゅう師試験又は柔道整復師試験の施行の都度、知事が任命する。

一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師

二 医師

三 県の職員

附 則

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験

委員規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

(鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員規則等の廃止)

鳥取県規則第二十号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

二 鳥取県柔道整復師試験委員規則（昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十二号）

鳥取県規則第二十一号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号）

一部を次のように改正する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第二十一号

鳥取縣知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷口恒夫

昭和五十八年三月三十日

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

送金額+印金 「その他有形固定資産減価償却累計額」 とある。

一 鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員規則
(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十一号)

附录

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県営病院事業財務規則の規定は、昭和五十七年度の決算及び昭和五十八年度の予算から適用する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県規則第二十二号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「看護婦」の下に「及び看護士」を加える。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 男子である生徒の授業科目及び授業時数に関する別表第一の適用につ

いては、同表の授業科目及び授業時数の表中

成人看護學
小兒看護學
母性看護學

一、六九五
三〇〇
三三〇
とあるのは

成人看護学
小児看護学
母性看護学

一、九〇五
三〇〇
一一〇
と、別

七〇 一、六九五」とあるのは「成人看護学」
三八〇 一、九〇五」と、「成人疾患と看護」
四三五 一、一七

三八〇	一、六〇五	とあるのは	精神科疾患と看護	精神科疾患と看護	精神科疾患と看護	精神科疾患と看護	精神科疾患と看護
一〇〇	一、八一五	とあるのは	婦人科疾患と看護	婦人科疾患と看護	婦人科疾患と看護	婦人科疾患と看護	婦人科疾患と看護
一五〇	一、九	とあるのは	四	四	四	四	四
一五〇	一、七五	とあるのは	母性看護学	母性看護概論	母性保健	母性疾患と看護	母性看護
一五〇	一、七五	とあるのは	母性看護学	母性看護概論	母性保健	母性疾患と看護	母性看護
一五〇	一、七五	とあるのは	母性看護学	母性看護概論	母性保健	母性疾患と看護	母性看護
一五〇	一、七五	とする。					

に改める。

樣式第二號中

ふりがな
氏名
生年月日 年 月 日

改める。

附
則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年三月三十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷口恒夫

鳥取県規則第二十三号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十

四号）の一部を次のように改正する。

に改める。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

男子である生徒の授業科目及び授業時数に関する別表第一の適用について、同表の一第一看護学科の授業科目及び授業時数の表中

護學	一、六八〇
護學	三〇〇
護學	三三〇
成年看護學	一、八九
小兒看護學	三〇
母性看護學	一二

と、別表第一の一第一看護学科の看護学内訳の表中

四九五 一、一八五 一、六八〇 とあるのは 成人看

護學
四九五
一、三九五
一、八九〇

卷之三十一

患と看護

科疾患と看護

疾患と看護

人科疾患と看護

三〇

三〇」と、

母性看護
母性看
母性保
母性疾

一〇五〇
二二〇
九〇

と、別表第一の二第二看護学科の看護学内訳の表中

成人看護学

三九〇

五三〇

九二〇

成人疾患と看護

三九〇

六六〇

一〇五〇

成人看護学

三一五

五三〇

八四五

成人疾患と看護

三一五

六六〇

九七五

精神科疾患と看護

三〇

四五

七五

精神科疾患と看護

三〇

一九〇

二二〇

婦人科疾患と看護

一五

一五

三〇

婦人科疾患と看護

一五

一五

一五

成人看護学
小児看護学
母性看護学

九二〇
二二〇
とあるのは

成人看護学
小児看護学
母性看護学

と、別表第一の二第二看護学科の授業科目及び授業時数の表中

学
護概論
健
患と看護

一一〇
一五
七五
三〇

習を含む。

実

じあるのは

母性看護学	九〇
母性看護概論	一五
母性保健	六〇

「五
一五
六〇」

とする。

第十条第二号を次のように改める。

二 第二看護学科
 准看護婦免許若しくは准看護士免許の取得後三年以上その業務に従事した准看護婦若しくは准看護士又は高等学校を卒業している准看護婦若しくは准看護士

別表第一中「一 第一看護学科」を「一 第一看護学科 授業科目及び授業時数」に、

「一 第二看護学科」を「一 第二看護学科 授業科目及び授業時数」に改める。

土免許証」を加える。

様式第二号中

ふりがな 氏名	(@)
生年月日 年 月 日	年 月

④ 性別	○、「看護婦又は准看護婦」や「看護婦若しくは看護
日生	男・女

「五
一五
九〇」

士又は准看護婦若しくは准看護士」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第二十四号

鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生士学院学則(昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号)

の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立歯科衛生専門学校学則

目次中「学院」を「学校」に改める。

第一条中「鳥取県立歯科衛生士学院(以下「学院」)を「鳥取県立歯科衛生専門学校(以下「学校」)に改める。

第二条、第五条第一項、第六条第一項、第十条及び第十一條中「学院」

を「学校」に改める。

第二十条第一項中「鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例」を「鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例」に改める。

第二十二条第四号中「学院」を「学校」に改める。
様式第一号中「鳥取県立歯科衛生士学院」を「鳥取県立歯科衛生専門学校」に改める。

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則